

公告 第780号

組合規程の一部変更について

令和8年2月24日付 SCSK 健発第477号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和8年3月2日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・禁煙支援プログラム実施規程

以上

SCSK健康保険組合規程
新旧条文対照表

新	旧
「略」	「略」
<p>(不支給対象)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の支給は行わないものとする。</p> <p>①禁煙治療を途中で中断した場合</p> <p>②対象者が購入した禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)にかかる費用</p> <p>③「<u>タヨリス</u>」以外のオンライン診療での受診の場合</p> <p>④<u>年度内に aszure 卒煙プログラムから禁煙外来に変更した場合</u></p>	<p>(不支給対象)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の支給は行わないものとする。</p> <p>①禁煙治療を途中で中断した場合</p> <p>②対象者が購入した禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)にかかる費用</p> <p>③オンライン診療での受診の場合</p>
「略」	「略」
<p>附則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>